子ども・子育て支援金制度について

令和7年3月 こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室

こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

1.ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

- 児童手当の抜本的拡充(◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]
 - ・所得制限を撤廃
 - ・高校生年代まで延長
- + 支給回数を年6回に
- ・第3子以降は3万円
- * 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に 経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3 歳未満	3歳~高校生年代
第1子・第2子	月額 1 万 5 千円	月額 1 万円
第3子以降	月額 3 万円	

○ 妊婦のための支援給付の創設(◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援

「令和7年4月制度化」

- 2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充
- 妊婦等包括相談支援事業の創設 [今和7年4月]
 - ・様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設
 - ・月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が** (◎) **可能**な仕組み [令和8年4月給付化]
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年 11月分から]

3. 共働き・共育ての推進

- 出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)
 - ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進(◎) 「令和7年4月」
- ◯ 育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付)(◎
 - 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた 賃金額の10%を支給 「令和7年4月」 「令和8年10月」
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営 情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

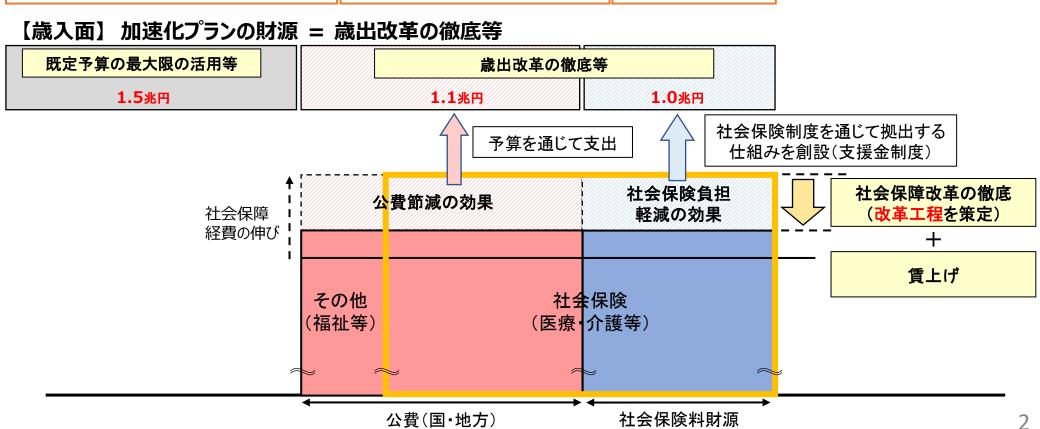
- 支援金制度の創設 〜少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み〜
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあ わせて徴収 ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6~10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行
- こども・子育て政策の見える化の推進
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

こども・子育て政策の強化(加速化プラン)の財源の基本骨格(イメージ)

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び 社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化全てのこども・子育て世帯を
対象とする支援の拡充共働き・共育ての推進1.7兆円1.3兆円0.6兆円



っ^{どもまんな}か **こども家庭庁**

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく**。

☆こども一人

当たり平均の

給付改善額

約146万円

の合計)は

(高校生年代まで

1. 子ども・子育て支援法

○ 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保 険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】(給付・事業ごとに充当割合を法定)

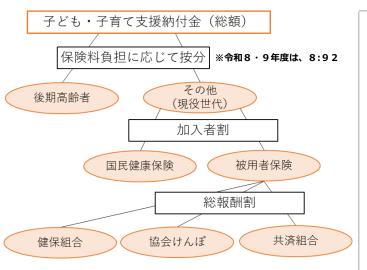
- ①児童手当(R6.10~)②妊婦支援給付金(R7.4~)
- ③④出生後休業支援給付金·育児時短就業給付金(R7.4~)
- ⑤こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)(R8.4~)
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除(R8.10~)
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等
- ※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。
- ※令和6~10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。
- ※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に 係る保険料や介護保険料とあわせて、子ど も・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険 料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。 子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範 囲内において、保険者が定める(総報酬割である ことを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す)。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均 等割額の全額軽減措置を講ずる。

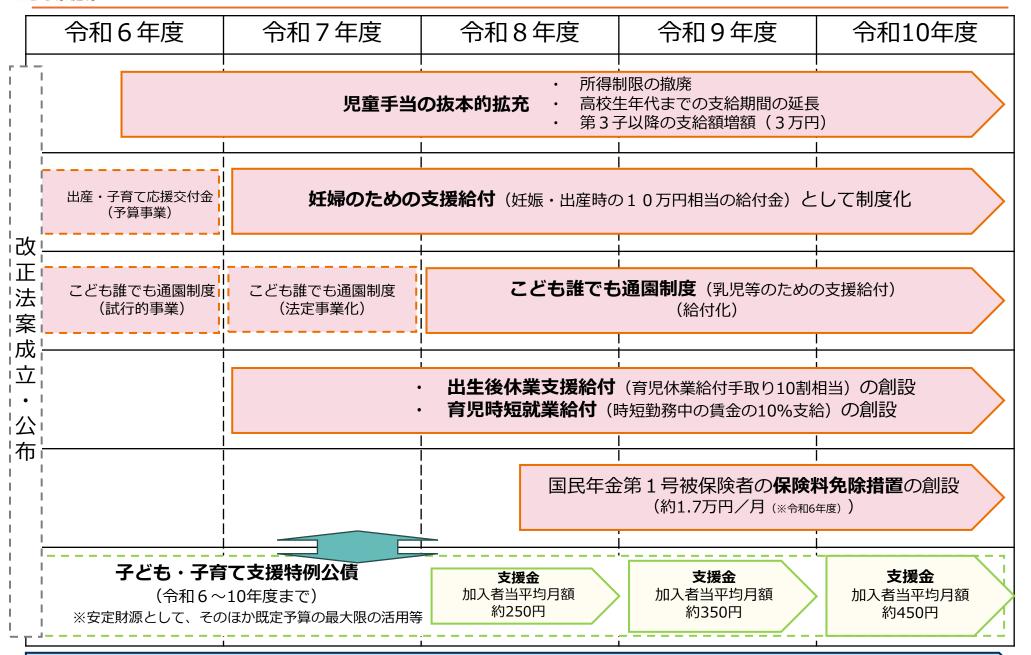
3. 改正法附則(経過措置・留意事項)

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。社会保障負担率= 社会保険料負担 国民所得
- 令和8~10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円)
 - ※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額(見込み)は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計



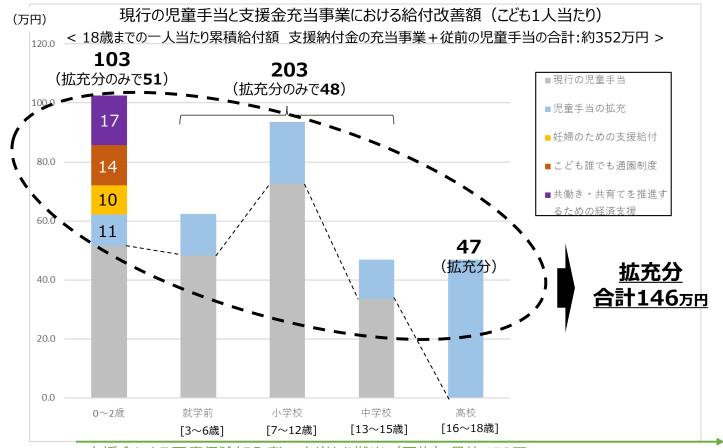
っ^{どもまんな}か こども家庭庁

加速化プランの実施に向けたスケジュール(支援金制度関係)



支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額(高校生年代までの合計)

- 子ども・子育て支援金制度の創設による<u>こども一人当たりの給付改善額(高校生年代までの合計)は約146万円</u>。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。
 - ※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業(児童手当(今般の拡充分に限る)、妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金の制度化)、こども誰でも通園制度、 共働き・共育てを推進するための経済支援)について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。
 - ※「加速化プラン」(総額3.6兆円)の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



支援金による医療保険加入者1人当たり拠出(平均)月約450円(※19年間の単純合計は約10万円)

- ※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額(令和10年度所要額(見込)を基とした対象年齢ごとの単純平均額)を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、 令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。
- ※共働き・共育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。
- ※児童手当については拡充分(所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額)を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。こども誰でも通園制度 については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円(令和10年度)をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額(総額約 1.5兆円)をベースに試算。

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体 が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」 (令和5年12月22日閣議決定) において、児童 手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとしました。これら により個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体で こどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の 方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。 子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年

度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率(国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合)が上昇しないようにします。

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ**、また、支援金を充てる事業による **0 ~18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円**となります。つまり、**子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援**するものとなります。
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てる**ものであり、**医療保 険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

っ^{どもまんな}か **こども家庭庁**

子ども・子育て支援金制度とは②

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

○ 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる**給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子 化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高める ことは、かけがえのない重要な意義**を持ちます。

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、 こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を 支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります**。

○ また、**企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、 極めて重要な受益**となります。

支援金制度の構築を、**歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、事業主負担にも配慮**しつつ、さらに、**令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行**させる枠組みとしています。

(支援金の使途)

- このように、企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、
 - 医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、
 - ・ 事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当 してきた事業を念頭に、
 - · 対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、

児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度(現物給付)については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとしています。

支援納付金の総額

個人・事業主拠出の総額1兆円+公費(※)の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合(公務員)の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢者 【8.3%】** R10見込み。 【8.3%】** R 10見込み。 【8.3%】** R 10見込み。

後期高齢医療制度 とそれ以外

国保と被用者保険

1,100億円程度

(現行制度に準じた 低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

2,500万人 7,400万人

国保 【23%】 被用者保険 【68%】

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入 及び低所得者への負担軽減あり)

は担軽減あり) 総報酬により按分

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に 応じて按分。

被用者保険間

3,800万人 2,700万人 940万人 協会けんぽ 健保組合 共済 組合等 [10%] 3,900億円程度 3,700億円程度 1,300億円程度

(労 使 折 半)

事業主が0.4兆円程度を拠出

/(共済組合(公務 員)の事業主負担 分は公費)

子ども・子育て支援金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額)

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額		(参考)加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績)	(参考)	
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)	(②)	1)/2
全制度平均	250円	350ฅ	450 ฅ	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考)被保険者一人当たり 450円	400円 (参考)被保険者一人当たり 600円	500円 (参考)被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考)被保険者一人当たり 17,900円 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考)被保険者一人当たり 400円	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考)被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考)被保険者一人当たり 500円	400円 (参考)被保険者一人当たり 700円	500円 (参考)被保険者―人当たり 850円	11,300円 (参考)被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者―人当たり 750円	600円 (参考)被保険者―人当たり 950円	11,800円 (参考)被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300⊞	5.3%

- (注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

金額は一概にいえない。

- (注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円 (応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上に ついては上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800 万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。 *年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- (注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
 *年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、
- (注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳~)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40~64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込績)

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険 者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

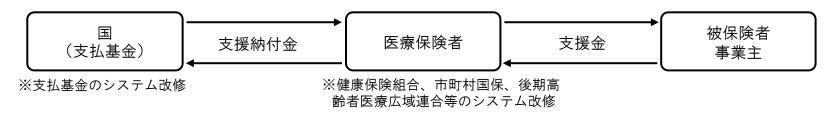
基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。注1
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置(医療保険と同様の所得階層別の軽減率(7割、5割、2割))、被保険者の支援金額に一定の限度(賦課上限)を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。注2
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に 係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。注3
 - 注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。
 - 注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。
 - 注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。
 - ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
 - ・ 国民健康保険組合に対する国による補助(特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加)。
 - ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
 - 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
 - ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
 - ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
 - ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
 - ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

令和6年度補正予算額 695億円

事業の目的

- 「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)に基づき、 令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて必要となる医療保険者等が行うシステム改修等に対する支援を目的とする。
 - ※令和8年度の施行に間に合うよう、令和6年度補正予算において計上



事業の概要

- (1)子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業 医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の補助を行う。
- (2)子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業 医療保険者等が行う保険料算定等の準備業務や周知広報等に要する費用の補助を行う。

実施主体等

全国健康保険協会(1)、健康保険組合(健康保険組合連合会)(1,380)、都道府県(47)、 市町村(1,741)、国民健康保険組合(158)、後期高齢者医療広域連合(47)、

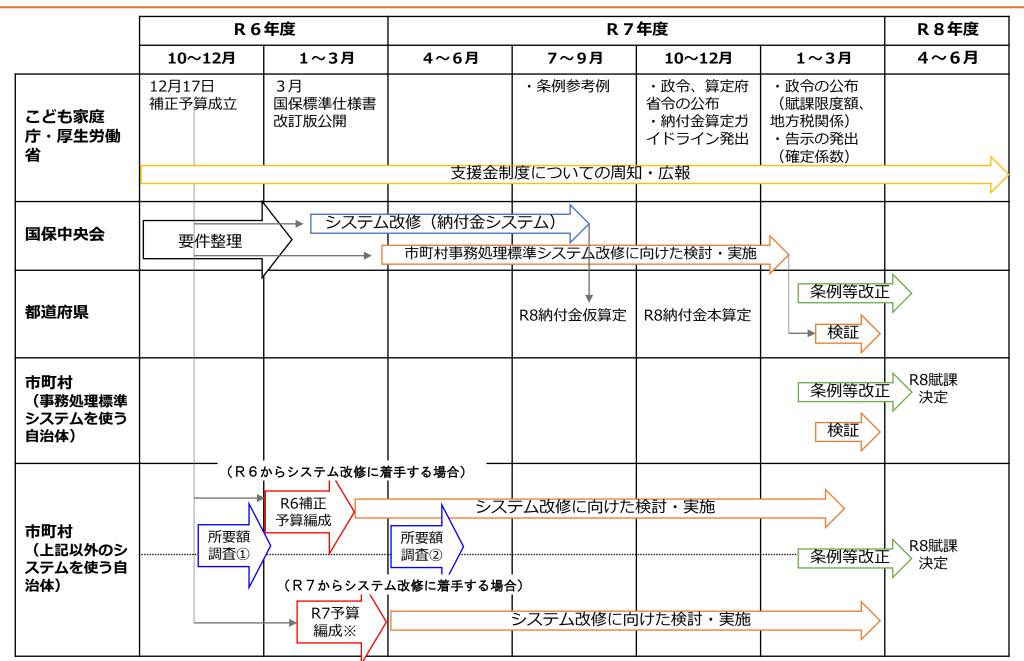
国民健康保険中央会(1)、社会保険診療報酬支払基金(1)

- ※()内は医療保険者・自治体等数(健康保険組合、国民健康保険組合は令和6年4月時点)
- ※市町村は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料収納業務等を実施

【補助率】 定額(10/10相当)

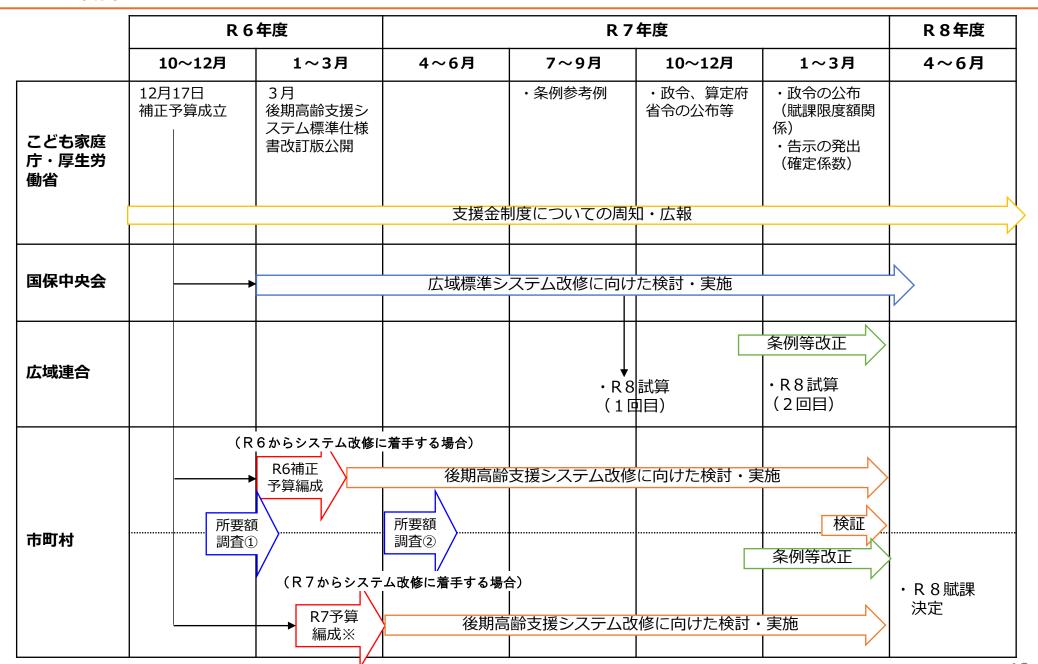


支援金制度の施行に向けたスケジュール案(国民健康保険制度関係)





支援金制度の施行に向けたスケジュール案(後期高齢者医療関係)





国民健康保険保険者における各年度の納付金の算定式

各年度の納付額の算定式

 X年度
 X年度

 子ども・子育て
 世報

 支援納付金額

 X年度
 大-2年度

 概算支援納付金額

 概算支援納付金額

% 1

※ 1

I. 概算支援納付金額の算定式

 X年度
 =
 X年度

 概算支援納付金額
 =
 概算地域保険等

 保険者納付金総額

=

X年度
× 当該地域保険等保険者
18歳以上被保険者見込数

※ 2

※ 2

÷

÷

X年度 全ての地域保険等保険者 18歳以上被保険者<mark>見込数</mark>

※ 3

% 3

Ⅱ.確定支援納付金額の算定式

X-2年度 確定支援納付金額 X-2年度 確定地域保険等 保険者納付金総額 X⁻²年度 × 当該地域保険等保険者 <u>18歳以上</u>被保険者数

X-2年度 全ての地域保険等保険者 18歳以上被保険者数

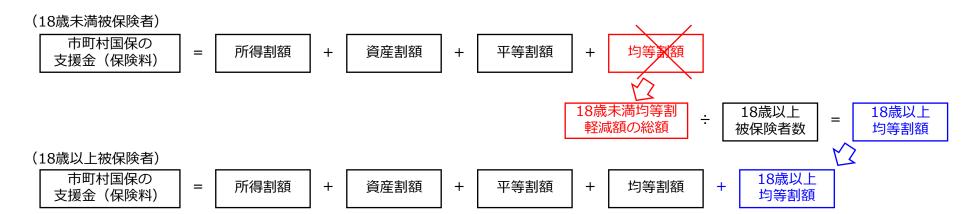
- ※1 概算(確定)地域保険等保険者納付金総額
 - ⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に係る納付金総額(毎年度国が示す予定※4)*
 - *令和10年度の見込みとしては、3,000億円程度(P8のイメージ図を参照)
- ※ 2 当該地域保険等保険者18歳以上被保険者数
 - ⇒当該地域保険等保険者に属する全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31 日以前のこどもを除いた被保険者数
- ※3 全ての地域保険等保険者18歳以上被保険者数
 - ⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもの数を除いた 被保険者数(毎年度国が示す予定*4)
- ※4 翌年度の納付金の算定にあたり必要となる諸係数については、各年12月末の予算編成通知においてお示しする予定



国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

- ・ 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども*を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。
 - ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども(高校生年代までのこども)

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み(イメージ図)

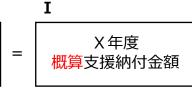




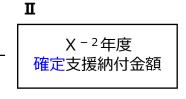
後期高齢者医療広域連合における各年度の納付金の算定式

各年度の納付額の算定式

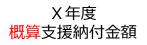


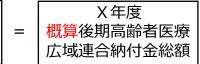






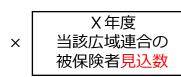
I. 概算支援納付金額の算定式

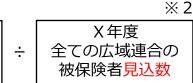




※ 1

※1





X年度 当該広域連合の 所得係数

X

X

Ⅱ.確定支援納付金額の算定式

X-2年度 確定支援納付金額 X-2年度 確定後期高齢者医療 広域連合納付金総額 X-2年度 × 当該広域連合の 被保険者数 ※ 2X - 2年度全ての広域連合の 被保険者数

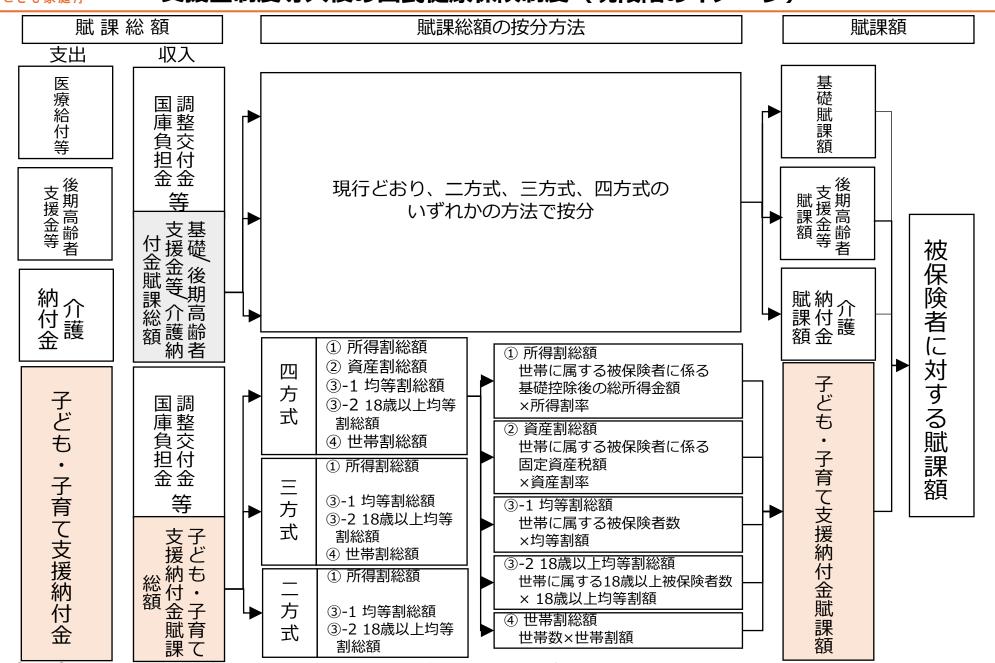
X-2年度 当該広域連合の 所得係数

※1 概算(確定)後期高齢者医療広域連合納付金総額

=

- ⇒全ての後期高齢者医療広域連合に係る納付金総額(毎年度国が示す予定※3) *
 - *令和10年度の見込みとしては、1,100億円程度(P8のイメージ図を参照)
- ※2 全ての後期高齢者医療広域連合被保険者数
 - ⇒全ての後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数(毎年度国が示す予定^{※3})
- ※3 翌年度の納付金の算定にあたり必要となる諸係数については、各年12月末の予算編成通知においてお示しする予定

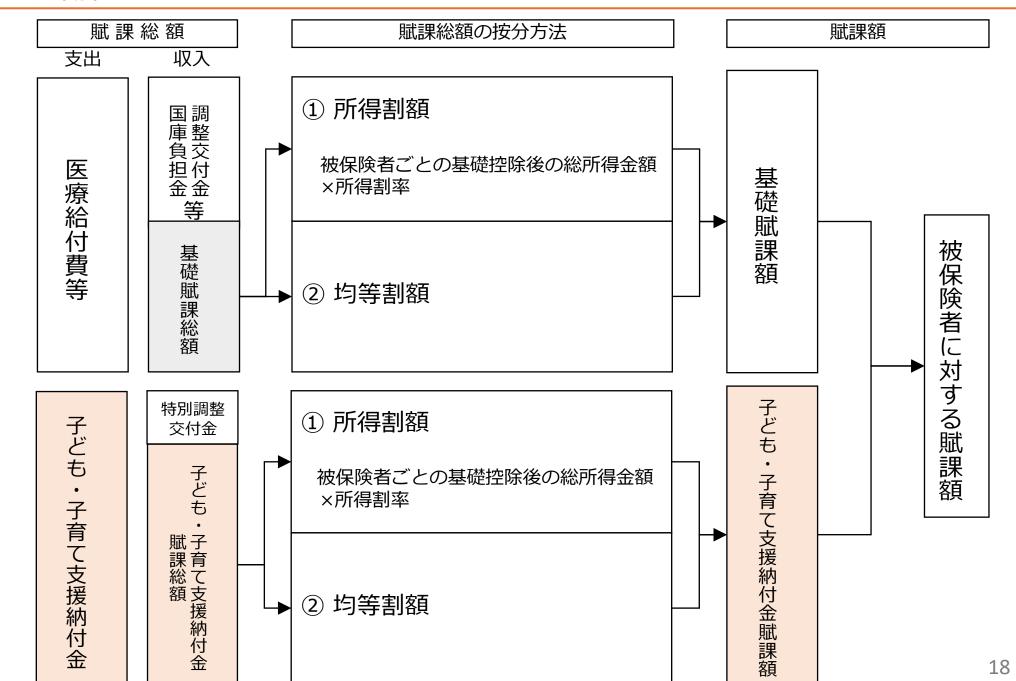
支援金制度導入後の国民健康保険制度(現段階のイメージ)



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、 **17** その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。



支援金制度導入後の後期高齢者医療制度(現段階のイメージ)





改正予定の下位法令等(子ども・子育て支援法関係)

○ 現在制定・改正を想定している子ども・子育て支援法関係の政省令等は以下のとおり。 ※ 現段階での想定であり、今後変更があり得るものであることにご留意いただきたい。

	法令名	概要
政令	子ども・子育て支援法施行令	・改正法附則第47条に規定された支援納付金の総額(令和10年度におおむね1兆円等) の算定に当たって控除する「公費負担額」について規定する。 ・合併・分割した保険者の支援納付金額について規定する。
府令	【新規】	・保険者が納付する支援納付金に係る算定方法を規定する。

[※] 上記の他、支援納付金の算定に必要となる諸係数(加入者見込数の伸び率等)について告示予定。



改正予定の下位法令等(国民健康保険制度関係)

- 現在制定・改正を想定している国民健康保険関係の政省令等は以下のとおり。
 - ※ 現段階での想定であり、今後変更があり得るものであることにご留意いただきたい。

	法令名	概要
	国民健康保険法施行令	・市町村の保険料の賦課に関する基準を規定する。 ・国保組合の特別積立金及び給付費等支払準備金の規定に、支援納付金を追加する。 ・子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る賦課限度額を規定する。 等
政令	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	 ・国庫負担等(国保組合に対する事務費負担金、都道府県に対する療養給付費等負担金、普通調整交付金及び組合に対する補助及び保険者支援制度に係る繰入金)に支援納付金の納付に要する費用を追加する。 ・国民健康保険事業費納付金として、支援納付金の納付に要する費用が含まれるよう、規定を整備する。 ・基金事業対象費用額に、支援納付金の納付に要する費用を追加する。
省令	国民健康保険法施行規則	支援納付金賦課限度額を超えることが見込まれる場合の、所得及び固定資産税額の補正方法 を規定する。
	国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国が都道府県に対して交付する普通調整交付金の算定に用いる調整対象需要額の算定方法が 定められているところ、当該項目に支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	・国が国民健康保険組合に対し負担する事務費負担金の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。・保険者支援制度に係る市町村の繰入金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定について必要な事項を追加する。・国が各組合に対して補助する組合普通調整補助金の算定に用いる組合調整対象需要額の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令	・国民健康保険事業費納付金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定方法を追加する。 ・市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率について、支援納付金分の算定方法を追加する。
告示	【新規】	国民健康保険事業納付金の算定に用いる被保険者一人当たりの所得について、支援納付金分について、新たに定める。
	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務	国保組合等に対する補助金について、支援納付金分の(項)(目)を追加する。
通知等	国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方 法について(ガイドライン)	支援納付金に係る保険料収納必要総額の算出、納付金の算定、標準保険料率の算定等に関し て必要な事項を示す。
	国民健康保険事業費納付金条例参考例	都道府県の国民健康保健事業費納付金の算定に関する条例の参考例を示す。
	国民健康保険条例参考例	市町村の保険料の賦課に関する条例の参考例を示す。



改正予定の下位法令等(後期高齢者医療関係)

- 現在改正を想定している後期高齢者医療制度関係の政省令は以下のとおり。
 - ※ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用は、後期の定率公費負担・普通調整交付金の対象とならない。
 - ※ 現時点の想定であり、今後変更があり得るものであることに御留意いただきたい。

	法令名	概要
高齢者の医療の確保に関する法律施行令 の対象に支援納付金の納付に要する ・子ども・子育て支援納付金に要する ・ 調整交付金総額に占める普通調整3 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金 整備を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	・被保険者に対して課する保険料の賦課総額の算定に際し、広域連合が勘案する費用の対象に支援納付金の納付に要する費用を追加する。 ・子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る賦課限度額を規定する。
	・支援納付金について、財政安定化基金事業の対象に含まれるよう、規定の整備を行	
省令	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前 期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令	・財政安定化基金の、基金事業対象比率及び基金事業対象収入額の算定対象として、 支援納付金の納付に要した費用等を追加する。等
通知等	後期高齢者医療広域連合条例参考例	・広域連合の保険料の賦課に関する条例の参考例を示す。